

大通バスセンター清掃業務（告示番号第2987号）に係る質問及び回答

No.	質問日	回答日	質問	回答	回答作成
1	6/2	6/15	<p>①II 1 (3) 建築物環境衛生管理技術者、ビルクリーニング技能士の配置について、技術者・技能士は自社直接雇用の必要があるか否か。別業者と派遣契約をした場合、別業者に技術者・技能者がいる場合、派遣スタッフとしての配置でも宜しいでしょうか。</p> <p>②II 3 (1) 建築物清掃管理評価資格者の配置提案 提案者が「直接雇用する」とありますが、働き方改革により、兼業をしている社員もいます。資格者が、別な会社をメインとして在籍しながらも、自社でも直接雇用し給与を支払っている場合は、「提案者が直接雇用する…資格者」に該当する、という解釈で宜しいでしょうか。</p>	<p>①労働者の雇用継続については有資格者における継続的な業務の従事を保障するという観点から、直接雇用であることを要件としております。このため、派遣スタッフとしての配置では評価の対象とはなりません。</p> <p>②別な会社を主たる稼働先としている方であっても、雇用形態として貴社の直接雇用とし給与の支払いを行っている実態があれば、当該評価項目の対象となります。</p>	財政局管財部 契約管理課